

野焼きは 禁止されています！！

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により
5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金など処罰されます。

野焼焼却とは・・・

焼却設備を用いないで廃棄物を焼却する行為で、
地面に穴を掘っての焼却、
ドラム缶での焼却、
ブロックで囲んだ等の簡易的な焼却施設での焼却 をいいます。

ただし、生活環境に支障のない範囲で野焼き禁止の例外が認められています。
こんな場合は焼却が可能です。

どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

農業者が行う剪定枝などの焼却（近隣に迷惑がかからない範囲内）
農家で伐採した桃、ぶどう等の剪定枝の焼却

林業者が行う伐採した枝条の焼却
農林水産業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

庭先での小規模な落ち葉のたき火やキャンプファイヤー
たき火など、日常生活の中で通常行われる焼却で軽微なもの

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 注 意 ! ! ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

- ・ 煙や臭い、灰などで他人に迷惑をかけたり、火災になったりしないよう十分注意して行ってください。近隣の生活環境に支障がある場合には、市から中止のお願いをさせていただきます。
- ・ 廃タイヤ、廃ビニール、プラスチック類は、黒煙や悪臭が激しく発生するため絶対に焼却しないでください。（農業用の廃ビニール、廃プラスチックは、農協で回収します。）
- ・ 大規模に焼却するときは消防署に届出をしてください。

笛吹市市民環境部 環境推進課 TEL 055-262-4111
御坂支所地域課 TEL 055-262-2271
一宮支所地域課 TEL 0553-47-1111
八代支所地域課 TEL 055-265-2111
境川支所地域住民課 TEL 055-266-2111
春日居支所地域住民課 TEL 0553-26-3111
芦川支所地域住民課 TEL 055-298-2111